

放送制度及び関連する取組の現状

令和 8 年 6 月 22 日
総 務 省
情 報 流 通 行 政 局

(1) 情報空間が多様化していく中での放送の価値・役割

- 放送の価値・役割に関連する放送法上の規律
- 放送番組への接触機会の確保（いわゆるプロミネンス）
- 放送事業者に求められるガバナンス

(2) 今後の放送サービス・産業の在り方

- 放送事業者の経営の選択肢拡大に関する取組
- 放送コンテンツ振興に関する取組

(3) 今後の放送インフラの整備・維持の在り方

- 放送インフラの整備・維持に関する取組
- 衛星放送関連の取組

(4) NHKの位置付け・役割

- NHKの現状（業務面、財務面、組織面）
- NHKの「三位一体改革」の現状

(1) 情報空間が多様化していく中での放送の価値・役割

- 放送の価値・役割に関連する放送法上の規律
- 放送番組への接触機会の確保（いわゆるプロミネンス）
- 放送事業者に求められるガバナンス

(2) 今後の放送サービス・産業の在り方

(3) 今後の放送インフラの整備・維持の在り方

(4) NHKの位置付け・役割

- 生成AIの発達によって情報空間全体の課題が更に増幅する中、放送の社会的機能・役割の重要性は上昇。
- こうした中で、放送事業者は、放送への信頼をアップデートし続け、より積極的かつ自覚的に役割を果たすことが重要。
- 価値・役割を成立させるためには、質だけでなく、到達性・可視性との掛け算（リーチの確保）が重要。

情報空間全体の課題

生成AIの発達により、こうした課題は更に増幅

アテンション・エコノミーの形成

誹謗中傷、偽・誤情報の氾濫

フィルターバブル、エコーチェンバーによる分断や対立

放送の価値・役割



放送の役割

「知る権利」の充足、民主主義の基盤の形成

地域コミュニティの形成と活性化

社会的一体感、日本人のアイデンティティの形成

国民の生命の維持

学びの機会の提供

- 放送は、憲法第21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべく、放送法において以下のような規律を規定。

目的（第1条）

次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

主要な規律

● 放送番組編集の自由（第3条）

放送番組の編集には、原則として、他者（国を含む。）は介入できない。

● 番組準則（第4条第1項、第81条）

放送番組の編集に関する最低限のルールとして、放送事業者は、①公序良俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実を曲げないですること、④多角的な論点を明らかにすることが求められている。このほか、NHKには①公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与すること、②全国向けの放送と地方向けの放送をそれぞれ行うこと、③過去の優れた文化の保存と新たな文化の育成・普及に役立つことが求められている。

● 番組基準・番組審議機関（第5・6条）

放送事業者は、自ら定める番組編集基準に従って番組を編集しなければならない。なお、番組編集基準は、自社内に設ける「放送番組審議機関（外部有識者により構成）」という第三者的な組織により審議され、自己規律が働く仕組みとなっている。

このほか、放送法に基づかない放送事業者の自主的な取組として、第三者の立場から自主的に視聴者の人権擁護等を行うための機関である、放送倫理・番組向上機構（BPO）が存在する。

● 訂正放送の義務（第9条）

真実でない事項の放送によって権利を侵害された本人等から請求があったときは、放送事業者は、訂正放送・取消し放送をしなければならない。

● 番組調和原則（第106条第1項）

教養、教育、報道、娯楽の各番組をバランス良く放送する。

● 災害放送の義務（第108条）

災害が発生し又はおそれがあるときは、その発生を予防し、その被害を軽減するために役立つ放送を行わなければならない。

● その他 あまねく受信義務・努力義務、マスメディア集中排除原則、字幕放送の努力義務、放送番組の一定期間保存義務、外資規制など

放送番組への接触機会の確保（いわゆるプロミネンス）

- 一部諸外国では、デジタル空間においても公共的な価値のある放送コンテンツが視聴者にとって容易に見つけられる環境を整備するため、コネクテッドテレビ上のプラットフォーム事業者等に対して放送事業者の放送サービスや配信サービス等を優先表示させることを義務付ける、いわゆるプロミネンス制度を導入・運用。
- これまでの有識者会議では、諸外国での制度導入効果も必ずしも明らかではない中、プロミネンス制度の目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当とされた。

各国のプロミネンス制度の概要

	イギリス	フランス	オーストラリア	ドイツ																								
制度名	メディア法	SGI [※] の適切な可視性に関する2つの審議 <small>(審議は「通信の自由に関する1966年9月30日の法律」)</small>	通信法改正法(プロミネンスおよびアンチ・サイフォン)2024 プロミネンス規則	メディアプラットフォームとユーザーインターフェースに関する法令 公共価値法令 <small>(根據法は「メディア州間協定」)</small>																								
背景/きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> 「2003年放送法」に基づく、電子番組ガイドにおけるリニアチャンネルの顕著性向上を、オンデマンドサービスに拡大すべきとの公共放送事業者からの要求 Ofcom「Small Screen: Big Debate」において、コネクテッドテレビのPF上でPSSサービス・コンテンツを利用可能すべきとの検討結果を公表 	<ul style="list-style-type: none"> Commission des affaires culturelles (文化委員会) が実施したテレビへのリモコンボタンの影響度等調査、およびArocomの視聴実態調査において、一般的な関心のあるサービスとしてArcomが定めている放送事業者等のサービスが視聴されなくなっていることが課題として認識 	<ul style="list-style-type: none"> ACCC (オーストラリア競争消費委員会) によるデジタルPFに関する国民・市場影響調査 無料放送事業者からのプロミネンスフレームワークの要求 上記を踏まえた、オーストラリア政府のプロミネンス制度の選挙公約の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 州メディア監督機関による大手PFの規制の検討 欧州評議会が「視聴者メディアサービスに関する欧州指令」 																								
目的	<ul style="list-style-type: none"> 放送局事業者が、英国全土の視聴者に対し、普遍的に利用可能な高品質の番組・サービス等を継続的に提供する 視聴者にとって最適な方法で、インターネットに接続されたデバイス・主要なオンデバイスにおいて、放送事業者のコンテンツに容易にアクセスできる (Media Bill, policy background) 内、文化・メディア・スポーツ担当部長 Lucy Frazer の発言) <small>※各制度に目的が記載されていない場合あり、①で出所を記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 多元主義の擁護・文化的多様性促進の役割を果たしているArcomが定めたサービス・コンテンツに直感的かつ迅速にアクセスできるようにする (「通信の自由に関する1966年9月30日の法律」2007年)、欧州評議会が「視聴者メディアサービス指令」) 国内の視聴者・映画の著作物の資金調達、および放送または上映に関するサービスを提供している放送事業者への貢献 (Arcomへのヒアリング) 	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアの代議制民主主義を支援する オーストラリア全土の視聴者が地方・地域・国レベルで公共的に重要なコンテンツにアクセスできるようにする 多文化社会のコミュニケーションニーズを満たすために、無料放送の放送コンテンツにアクセスできるようにする (改正通信法 (プロミネンスおよびアンチ・サイフォン) 2024年、13022Z - O9603) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人と公共の意見の自由な形成、および意見の多様性の確保に尽力している公共放送と民間放送を見つめやすくなること 財政基盤の維持・確保を含め、公共放送を継続し発展させること (メディア州間協定内、前文) 																								
優先表示される対象	放送事業者の放送、配信サービス、もしくは同サービス内のコンテンツ	SGIが提供する放送、配信サービス、もしくは同サービス内のコンテンツ	放送事業者の放送、配信サービス	放送事業者の放送、配信サービス																								
優先表示の実施場面	<table border="1"> <tr> <th>機器</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> スマートテレビ セットトップボックス ストリーミングデバイス </td> </tr> <tr> <th>サービス</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 規制テレビジョン選択サービス </td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 電子番組ガイド (EPG) </td> </tr> </table>	機器	<ul style="list-style-type: none"> スマートテレビ セットトップボックス ストリーミングデバイス 	サービス	<ul style="list-style-type: none"> 規制テレビジョン選択サービス 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 電子番組ガイド (EPG) 	<table border="1"> <tr> <th>機器</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> テレビ メディアゲートウェイ ゲームコンソール </td> </tr> <tr> <th>サービス</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 配信サービス (プラットフォーム) </td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td>該当なし</td> </tr> </table>	機器	<ul style="list-style-type: none"> テレビ メディアゲートウェイ ゲームコンソール 	サービス	<ul style="list-style-type: none"> 配信サービス (プラットフォーム) 	その他	該当なし	<table border="1"> <tr> <th>機器</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> スマートテレビ セットトップボックス ストリーミングステック (スマートテレビ/ゲートウェイ/スマートモニターも対象となる可能性がある) </td> </tr> <tr> <th>サービス</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> プライマリ・ユーザーインターフェース </td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 電子番組ガイド (EPG) </td> </tr> </table>	機器	<ul style="list-style-type: none"> スマートテレビ セットトップボックス ストリーミングステック (スマートテレビ/ゲートウェイ/スマートモニターも対象となる可能性がある) 	サービス	<ul style="list-style-type: none"> プライマリ・ユーザーインターフェース 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 電子番組ガイド (EPG) 	<table border="1"> <tr> <th>機器</th> <td>テレビ受信機 (ケーブルSTBも含める)</td> </tr> <tr> <th>サービス</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> メディアプラットフォームのユーザーインターフェース </td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td>該当なし</td> </tr> </table>	機器	テレビ受信機 (ケーブルSTBも含める)	サービス	<ul style="list-style-type: none"> メディアプラットフォームのユーザーインターフェース 	その他	該当なし
機器	<ul style="list-style-type: none"> スマートテレビ セットトップボックス ストリーミングデバイス 																											
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 規制テレビジョン選択サービス 																											
その他	<ul style="list-style-type: none"> 電子番組ガイド (EPG) 																											
機器	<ul style="list-style-type: none"> テレビ メディアゲートウェイ ゲームコンソール 																											
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 配信サービス (プラットフォーム) 																											
その他	該当なし																											
機器	<ul style="list-style-type: none"> スマートテレビ セットトップボックス ストリーミングステック (スマートテレビ/ゲートウェイ/スマートモニターも対象となる可能性がある) 																											
サービス	<ul style="list-style-type: none"> プライマリ・ユーザーインターフェース 																											
その他	<ul style="list-style-type: none"> 電子番組ガイド (EPG) 																											
機器	テレビ受信機 (ケーブルSTBも含める)																											
サービス	<ul style="list-style-type: none"> メディアプラットフォームのユーザーインターフェース 																											
その他	該当なし																											
優先表示の義務を課せられる対象	テレビ受信機等上のプラットフォーム事業者	テレビ受信機等上のプラットフォーム事業者	テレビ受信機等の製造メーカー	テレビ受信機等上のユーザーインターフェースを提供する事業者																								
優先表示の手法	適切な程度で顕著性を与える	SGIサービスをまとめた共通アプリケーションを他サービスと同等に表示し、容易にアクセス可能	プライマリ・ユーザーインターフェース(操作ボタンで表示されるスペース)で表示	<ul style="list-style-type: none"> フェーストビューで放送を表示 非差別的・機会均等なコンテンツの表示 検索機能の提供 																								
ユーザーの選択権	視聴者の自由な選択やカスタマイズ機能を妨げない	カスタマイズ可能	移動・アンインストール可能	コンテンツの並べ替え、または配置を容易かつ恒久的にカスタマイズ可能																								

「プロミネンスの在り方に係る実務者協議会」での議論の元となった「要件の方向性（仮説）」

「プロミネンスの在り方に係る実務者協議会」におけるプロミネンスの「要件の方向性（仮説）」

目的

- コネクテッドTVという情報空間の一部において考えるならば、その目的は、災害時に生命・身体を守る迅速な情報発信、取材や編集に裏打ちされた信頼性高い情報発信、知る自由の保障、社会の基本情報の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進、文化の保存・育成、国民の知る権利の実質的な充足、公衆を包摂・形成する社会基盤といった放送の役割を引き続き発揮させ、健全な民主主義の発達に寄与することである。

対象

- 放送法の規律(4.5、106条等)がかかる地上基幹放送事業者が、放送編成と同程度のコンテンツを「見逃し配信」ならびに「同時配信」にて提供する配信サービス
- 地上基幹放送事業者等が一体となって、相当数の各局の放送編成と同程度のコンテンツを「見逃し配信」ならびに「同時配信」にて提供する配信サービス
- 地上基幹放送事業者の提供する地上基幹放送

具現化する場・対象

- (CTV等のホーム画面において、)映像を視聴することを主たる目的としたCTV等の機器(コネクテッドTV、チューナーレスTV、ストリーミングデバイス)において、複数事業者のアプリやコンテンツの選択が可能なプラットフォームであり、機器において基本となるホーム画面(但し、当該プラットフォームが一定規模以上の利用者を有し、市場に対し一定の影響力を有する者を対象とする)。
- (CTVリモコンにおいて、)放送波の視聴に関連するボタンやその機能

実施手法

- (CTV等のホーム画面において、)「対象プラットフォーム」において、「対象配信サービス」及び「地上基幹放送」の「アイコン」及び「コンテンツサムネイル」に対し、適切な程度の顕著性を与えること。その際、具体的な実施手法は、事業者間において協議し決定することが望ましい。
- (CTVリモコンにおいて、)放送波の視聴に関連するボタンやその機能の維持

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第24回委員会(令和7年7月9日) 資料4「三要素研究会提出資料」に基づき、事務局作成

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第4次）（抜粋）

(略) 一部諸外国においては、放送事業者の放送サービスや配信サービス等を優先表示させるプロミネンス制度が導入・運用されているが、各国において放送の定義や制度の目的や規律の具体的な内容等に相違があり、また、本制度による効果も現時点で必ずしも明らかになっていない。こういった既に制度を導入・運用している各国の状況や放送の定義等の制度を踏まえつつ、プロミネンスといった放送番組への接触機会の確保の在り方については、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据え、インターネットも含めた情報空間全体という観点から、その目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当である。

放送事業者に求められるガバナンス

- 近年、民間放送事業者において、ガバナンスの欠如等に起因して、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が発生。
- そのガバナンスを確保し、時代の変化に即応して経営をアップデートしていくことは、放送業界全体で対応していくべき必要な課題という認識の下、放送事業者のガバナンスの確保に必要な方策を検討。

放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会 取りまとめ 概要

- 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会は、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたことを踏まえ、2025年6月から2026年1月までに8回開催（2026年1月21日取りまとめ公表）。
- 放送事業者が「放送に携わる者の職責」を現代的にアップデートし続け、放送が今後とも社会的役割を果たし続けることができるよう、**ガバナンス確保に関する取組として、基本的な考え方（目的、対象、方針）及び具体的内容（事案の未然防止、事案の発生後の対応、フォローアップ）**について、提言。

ガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方

取組の目的・対象

- ・ 放送は、時代の変化に応じ、**国民の知る権利に牽直し続けることが必要**。このためには、**放送事業者の信頼性・事業の継続性の確保**が必要。
- ・ 放送事業者は、一般の株式会社に求められるガバナンスの確保は前提として、**人権尊重・コンプライアンス確保を中心とした取組を不断に実施**。
- ・ このうち、芸能事務所・番組出演者に関するものは、**NHKと民間放送の二元体制の下、放送業界全体として取組**。
- ・ さらに、**新たな事業への展開等、放送の将来像を念頭に置いた前向きな取組を進め、放送の社会的価値の一層の発揮を図ることが重要**。

取組の方針

- ・ ガバナンス確保は、番組編集の自由の維持は当然の前提とした上で、**一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進**。
- ・ まずは**事業主体である各放送事業者が推進**。加えて、**業界団体は、放送業界全体としての信頼性を確保するために積極的に役割を遂行**。
- ・ **行政としても、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当**。

ガバナンス確保に関する取組の具体的内容

放送事業者・業界団体の取組

【事案の未然防止（平時の取組）】

- ・ 各放送事業者はガバナンス確保のための体制整備を実施。
- ・ 業界団体は、業界全体を底上げし信頼性を確保するため、ガバナンス確保のための指針を策定し、取組の具体例、留意事項や、公表事項のフォーマットを提示。
- ・ 各放送事業者は、指針の取組状況を自ら定期的に評価し、結果を公表。
業界団体は、各放送事業者の取組状況や評価の取りまとめ・確認、ベストプラクティスの共有、助言等を実施。
- ・ 自己評価に客観性を担保するため、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みが必要。

【事案の発生後の対応】

- ・ 事案の発生した**放送事業者が自ら対応するとともに、業界団体も対応**※。
※例えば、事案の内容や対応の報告を求めることや、助言を行うこと、事案の内容・性質、対応等に応じて業界団体のルールに基づいて処分を行うこと等

行政の役割

【事案の未然防止（平時の取組）】

- ・ **基幹放送普及計画**を通じて、ガバナンス確保を促し、**放送事業者による自発的な体制整備を確認**することを検討。
自主自律の観点から、体制整備の促進が目的であり、放送事業者の個別具体的なガバナンス体制への介入にならないよう慎重に検討することに留意。

【事案の発生後の対応】

- ・ 事業者・業界団体の対応を見極めた上で、インターネット上での偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送が信頼性の高い情報発信などの社会的役割を果たし続けることができるよう、以下の事項について検討。その際、制裁ではなく**経営基盤の持続可能性を確保**するためであること、**番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計**することに留意。
 - ☞ **経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続きを設けること**。
 - ☞ **特に必要な場合には、免許時に条件を付すこと**
(例：経理的基礎が脅かされている状況の解消に必要な措置の報告や実行を求める)

フォローアップ

外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備。実効性を確認しつつ、必要に応じて取組の充実等の見直し。

(1) 情報空間が多様化していく中での放送の価値・役割

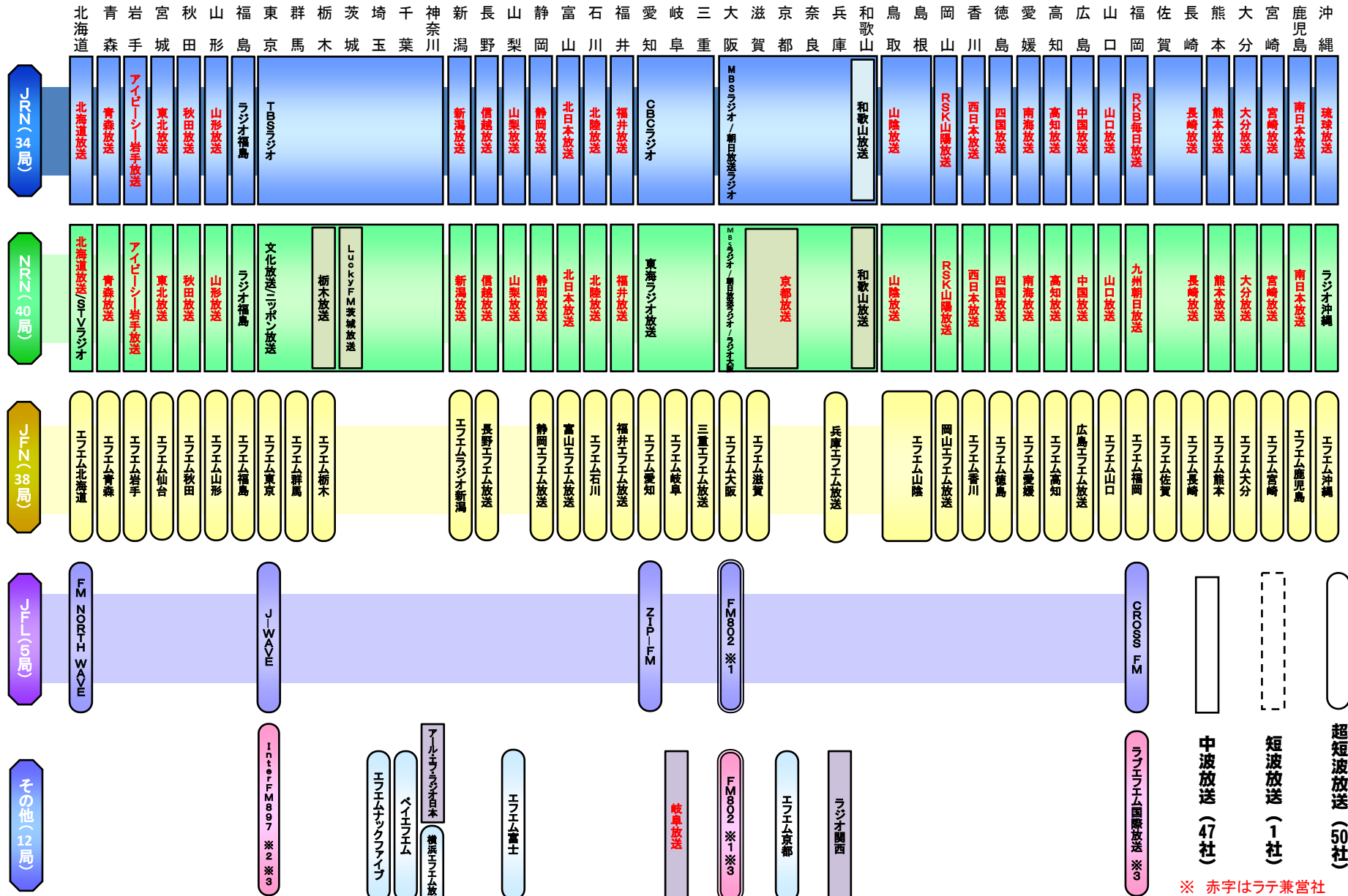
(2) 今後の放送サービス・産業の在り方

- 放送事業者の経営の選択肢拡大に関する取組
- 放送コンテンツ振興に関する取組

(3) 今後の放送インフラの整備・維持の在り方

(4) NHKの位置付け・役割

民放ラジオ事業者のネットワーク系列



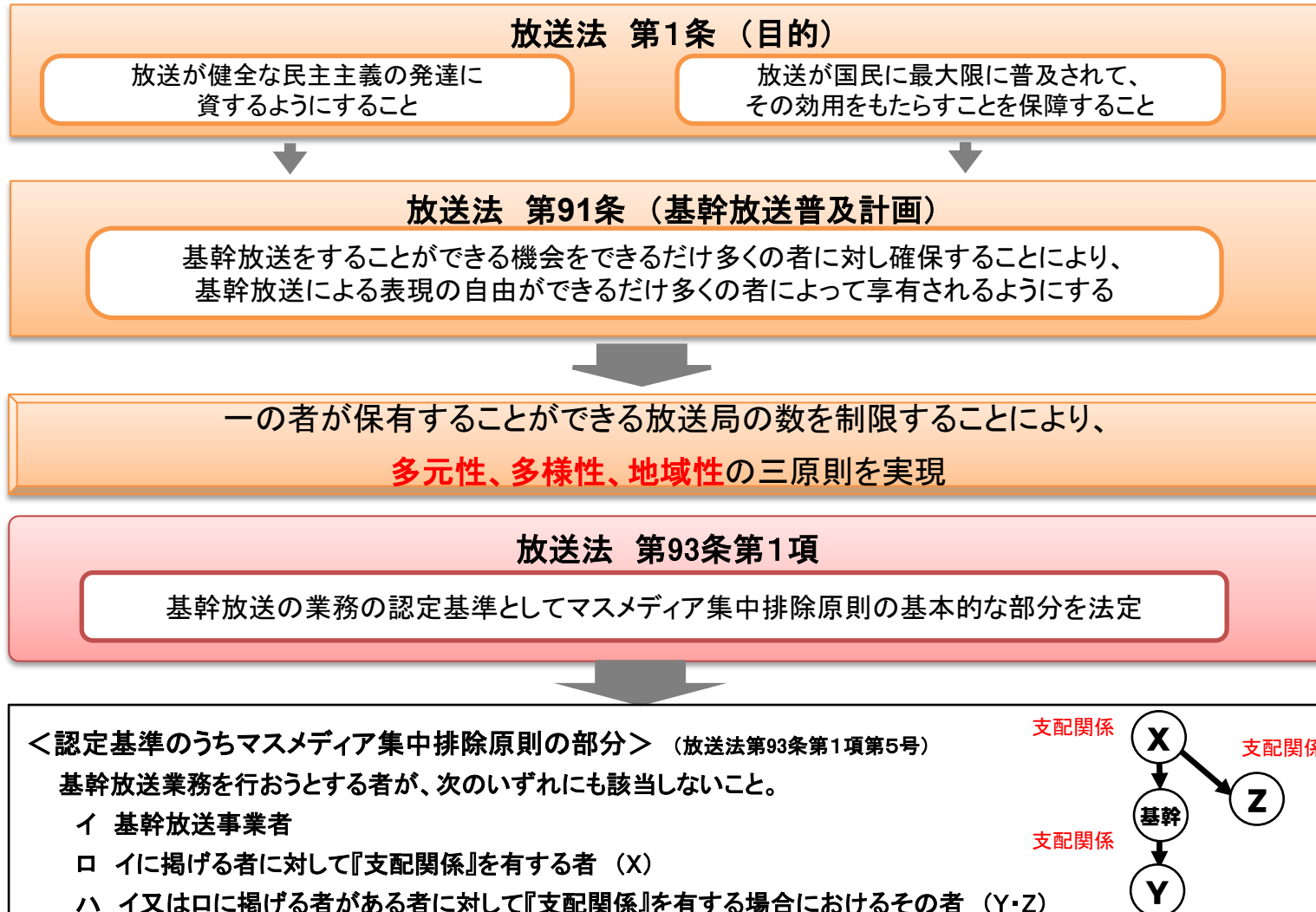
※ 赤字はラテ兼営社

※1 FM802は1社で超短波2波を保有
 ※2 InterFM897はJFNの特別加盟社
 ※3 外国語放送を行う超短波放送

(2026年4月1日時点)

マスメディア集中排除原則

- マスメディア集中排除原則は、「基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」ため、放送の多元性・多様性・地域性の確保を目的とする制度。
- 同原則は、基幹放送事業者の複数兼営・支配を原則禁止しており、県域単位を基本とする放送免許、多チャンネルの普及政策とあいまって、制度的に各地域に多数のローカル放送事業者を成立させてきた。



- マスメディア集中排除原則は、放送を取り巻く環境の変化が続く中で、経営の選択肢拡大のため、累次の緩和を図ってきた。
- 他方、今後も情報空間の多様化が進む中で、放送体系の中での多元性・多様性・地域性確保のために、マスメディア集中排除原則は引き続き必要かといった論点も存在。

- 1957年の民間テレビ斉予備免許の際にマスメディア集中排除原則を条件として設定。
※複数の放送局の開設、一定割合を超える議決権のある資本の所有、一定割合を超える役員兼任、常勤の役員又は主要職員の兼任等を禁止
- 1959年にはマスメディア集中排除原則を省令として制度化。新規開設の放送局について、一の者が所有・経営支配できる放送局を1局に限定。
※支配関係の基準：①議決権の総数の1/10超の所有、②1/5超の役員兼任、③代表権を有する役員又は常勤の役員兼任
- 2010年の放送法改正（翌年施行）によってマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定。

1995年	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送対象地域が重複しない場合の支配関係の基準を緩和（議決権の1/10超→1/5以上）
2004年	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣接特例、連続放送対象地域特例、経営困難特例を創設 <ul style="list-style-type: none"> ①隣接特例：隣接している放送対象地域の数が7地域以内の連携の場合、支配関係の基準を緩和（議決権の1/5以上→1/3以上） ②連続放送対象地域特例：放送対象地域のすべてがそのうちのいずれか一つの放送対象地域に隣接している場合等において、議決権の保有制限、役員兼任制限の規定を適用除外 ③経営困難特例：経営困難時の特例措置として議決権保有制限、役員兼任制限を適用除外
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ● FM放送とテレビ放送の兼営特例を創設 ● 認定放送持株会社制度を創設 ※認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数の合計が12以下であれば子会社は放送局を開設可能
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ● ラジオに係る適用除外を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ①放送対象地域の重複を問わず、ラジオ4局（コミュニティ放送を除く。）までは適用除外 ②従来の兼営特例を拡大し、放送対象地域の重複を問わず、テレビ1局・ラジオ4局（コミュニティ放送は1局）までは適用除外 ● 放送対象地域が重複しない場合の支配関係の基準を緩和（議決権の1/5以上→33.33333/100超）
2023年	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限（12都道府県まで）を撤廃 ● 放送対象地域の隣接・非隣接にかかわらず、テレビ、ラジオについて、それぞれ9局（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分）までの兼営・支配を可能とする特例を創設 ※同一放送対象地域内ではテレビ1局、ラジオ4局（コミュニティ放送は1局）までが適用除外
2024年	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定放送持株会社制度を利用していない衛星基幹放送事業者と同程度まで、認定放送持株会社の関係会社のトランスポンダ数の上限を緩和（0.5→4トランスポンダ）
2026年	<ul style="list-style-type: none"> ● テレビについて、同一放送対象地域内において広域放送を除き2局まで兼営・支配を可能とする改正を今後行う予定

- マスメディア集中排除原則の緩和以外にも、放送事業者の経営の選択肢拡大のため、主に以下のような施策を実施。

認定放送持株会社制度の創設（2007年放送法改正）

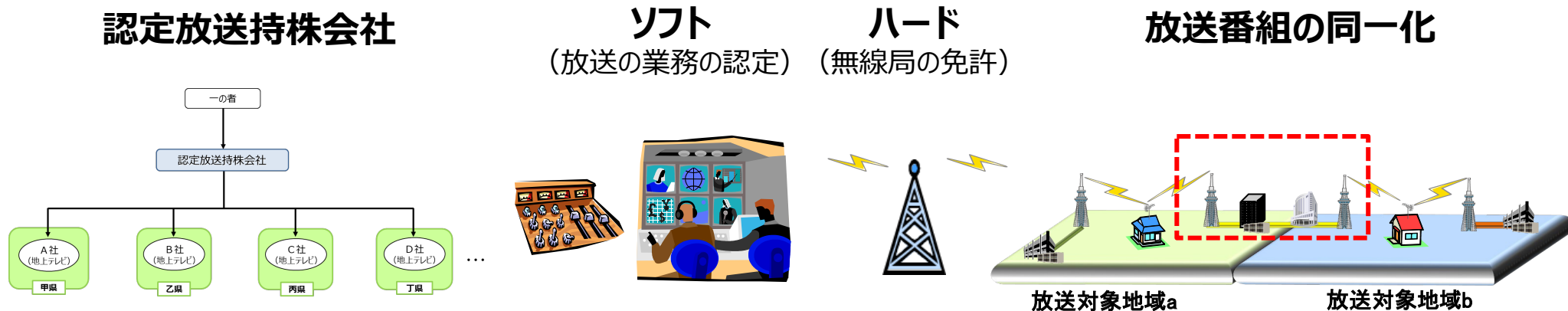
- 経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を可能とするため、認定放送持株会社制度を創設。
- 認定放送持株会社制度を活用する場合は、特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能となる。

地上波のハード・ソフト分離（2010年放送法改正）

- 地上基幹放送について、ハード（無線局の設置・運用）とソフト（放送の業務）を一致させる（同一の事業者が行う）か、分離させる（別々の事業者が行う）か制度上選択可能とした。

異なる放送対象地域において放送番組を同一化できる制度の創設（2023年放送法改正）

- 放送対象地域自体は変更せず、希望する地上テレビ局が、複数の放送対象地域において放送番組を同一化できる制度を創設。



- 放送事業者による経営基盤強化に向けた取組としては、近年では以下のような動きがある。

読売中京FSホールディングス株式会社の設立

- 2025年4月1日、日本テレビ系列の4社（読売テレビ放送、中京テレビ放送、福岡放送及び札幌テレビ放送）を完全子会社とする認定放送持株会社が設立。

福岡県のラジオ3社の共同検討の開始

- 2026年3月25日、ラブエフエム国際放送、RKB毎日放送、九州朝日放送は、各社が運営するラジオ事業「LOVE FM」、「RKBラジオ」、「KBCラジオ」の融合に向けた検討開始に合意したことを公表。

北陸放送のラジオ分社化に向けた新会社設立

- 2026年4月1日、ラジオ・テレビ兼営社である北陸放送は、2027年4月にラジオ事業を独立させる方針の下に、分割準備会社を設立。

- 総務省ではこれまで、放送コンテンツ産業振興のための様々な施策を実施。

過去10年間（2017年度～2026年度）の主な予算施策

- | | |
|-------|---|
| 企画・開発 | <ul style="list-style-type: none">・ 多様なコンテンツに向けた企画・開発促進（ピッチングイベントでのセミナー実施等による国際共同制作など資金調達が多様化実証等） |
| 製作 | <ul style="list-style-type: none">・ 放送コンテンツの製作取引における相談・紛争解決促進（放送事業者・製作会社へのアンケート調査、法律相談窓口の設置等）・ 高品質コンテンツの製作支援（4K・VFXなど先進的技術を活用した高品質のコンテンツ製作費の補助） |
| 権利処理 | <ul style="list-style-type: none">・ 放送コンテンツの権利処理手続の効率化（権利処理ハンドブックの作成、システムの構築実証等） |
| 流通 | <ul style="list-style-type: none">・ 国際見本市を通じた海外展開促進（国際見本市の共催、海外国際見本市でのセミナー開催による情報発信の効果検証等）・ 日本コンテンツを集約した海外配信促進（海外視聴者のサービス受容性検証、視聴データ把握・分析等） |
| 横断的課題 | <ul style="list-style-type: none">・ 放送・配信コンテンツ製作のDX推進（DXによる効果測定等の実証等）・ 放送・配信コンテンツの製作に係る人材育成（講習会、実技研修、海外派遣等を含む研修プログラムの実施等） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・ 視聴データの利活用及び適切な保護の推進（データ利活用に向けた実証等）・ プロモンス関連（デモサービスを用いた実証等）・ 地域の魅力を伝えるコンテンツ製作・海外発信支援（自治体等と連携したコンテンツ製作と海外情報発信に係る費用の補助等） |

※2024年度で終了

実写コンテンツ展開力強化アクションプラン

- 我が国の経済の成長を実現するための戦略分野の1つとしてコンテンツが位置付けられており、実写コンテンツ（放送・配信）については、2026年1月から「実写コンテンツ展開力強化官民協議会」を開催し、同年4月には実写コンテンツ展開力強化アクションプランを策定。
- 総務省では今後、本アクションプランに基づき、官民の関係者と連携して、①海外展開・製作・資金調達、②人材育成・製作力強化、③地域コンテンツ製作力・発信力強化に関する取組を実施していく予定。

実写コンテンツの現状と今後の方向性

- ◆ 放送・配信コンテンツを軸とした我が国の実写コンテンツは海外展開の大きなポテンシャルを有する。製作力の強化と海外展開の促進を図る。
- ◆ コンテンツ展開モデル：海外展開や配信による国内外への展開も当初から目指すモデルへの転換
- ◆ 5年間の目標設定と、海外輸出額の目標(2033年に2500億円以上)、官民によるコンテンツ投資額の増加
- ◆ NHK還元目的積立金により「実写コンテンツ製作力強化基金(仮称)」を設置して、関係者が協力して人材育成等を実施

取組

海外展開・製作・資金調達

～海外・配信を目指すコンテンツの支援と、配信PFの強化～

- 海外展開・配信を目指すコンテンツに対する製作支援の大規模化・長期間化
- 外部資金調達環境の整備
- 配信PFを通じた海外展開の推進
- 日本企業が参画する配信PFの海外展開に対する大規模・長期間の支援
- 配信PF上の視聴データ等を活用したコンテンツ展開
- 海外の現地配信PFとの連携
- 国際見本市を通じた展開の実施 等

人材育成・製作力強化

～世界に通用する実写コンテンツを製作する人材の育成～

- 年間1000人規模の専門人材の育成（プロデューサー、映像製作技術者、事業展開人材等の育成）
- スタジオ機能を備えた「実写コンテンツ人材育成トレーニングセンター」の構築
- DX推進を通じたコンテンツ製作効率化
- 生成AI、VFX等を活用したコンテンツ製作の実証
- 製作力強化のための調査研究 等

地域コンテンツ製作力・発信力の強化

～配信による地域コンテンツの展開～

- ローカル局をはじめとする地域におけるコンテンツの配信の促進
- 権利処理や配信を起点とした事業展開に係る人材の育成
- 地域におけるコンテンツの製作支援
- 地方のロケ誘致支援、地域におけるアーカイブ化推進の検討 等

(1) 情報空間が多様化していく中での放送の価値・役割

(2) 今後の放送サービス・産業の在り方

(3) 今後の放送インフラの整備・維持の在り方

- 放送インフラの整備・維持に関する取組
- 衛星放送関連の取組

(4) NHKの位置付け・役割

- 放送法では、社会的役割が期待される放送の最大限の普及を保障する観点から、NHKに対しラジオ放送（AMとFMのいずれか）及びテレビジョン放送の全国普及を義務付けている（あまねく受信義務）※1。
- 同様に、民間の基幹放送事業者に対しては、放送対象地域において、その放送があまねく受信できるよう努めること（あまねく受信努力義務）を求めている。
- 一方で、放送を取り巻く環境の変化が続く中、ユニバーサルサービスとしてのあまねく受信をこれまでどおりの手法で維持していくことは難しいのではないかといった論点も存在※2※3。

○放送法（昭和25年法律第132号）

（業務）

第二十条（略）

2～4（略）

5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならぬ。

6～13（略）

（基幹放送の受信等に係る事業者の責務）

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

2 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努めるものとする。

※1 NHKについては、衛星放送によって最終的にあまねく受信義務が達成されていると解されているところ。ただし、難視聴解消を目的とした放送は、デジタル放送への移行に際して終了している。

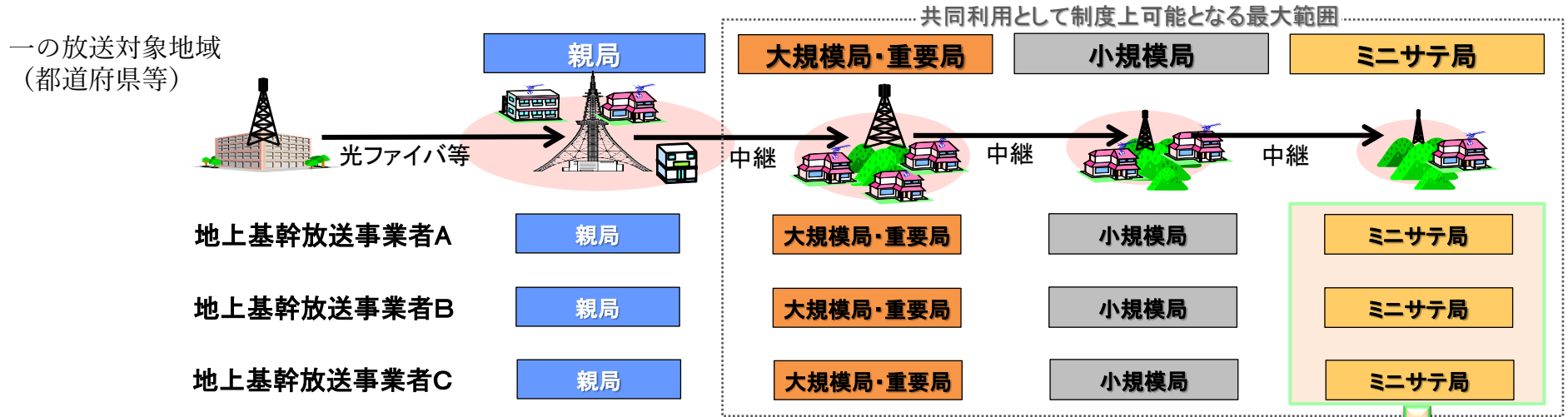
※2 ただし、これまでも物理的・経済的制約により中継局の電波が届かない地域があり、NHKが設置したNHK共聴や、住民が自主的に設置した自主共聴が存在。

※3 2026年放送法改正によって、既存の中継局を廃止する際には、有線放送等による代替措置を行うことを努力義務としている。

中継局の共同利用

地上波の基幹放送事業者の中継局を一括で保有・運用し、維持コスト負担軽減を図るため、NHKと民放の共同利用会社（J-BN※）が設立。

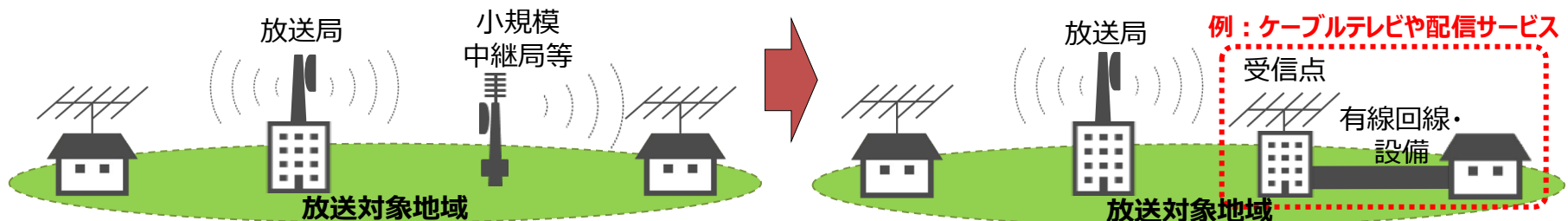
※株式会社日本ブロードキャストネットワーク（2024年12月、NHKの100%出資により準備会社として設立）



地上基幹放送事業者と異なる者（共同利用会社）が、中継局の免許人となり、その中継局をまとめて運用・管理

ブロードバンド等代替

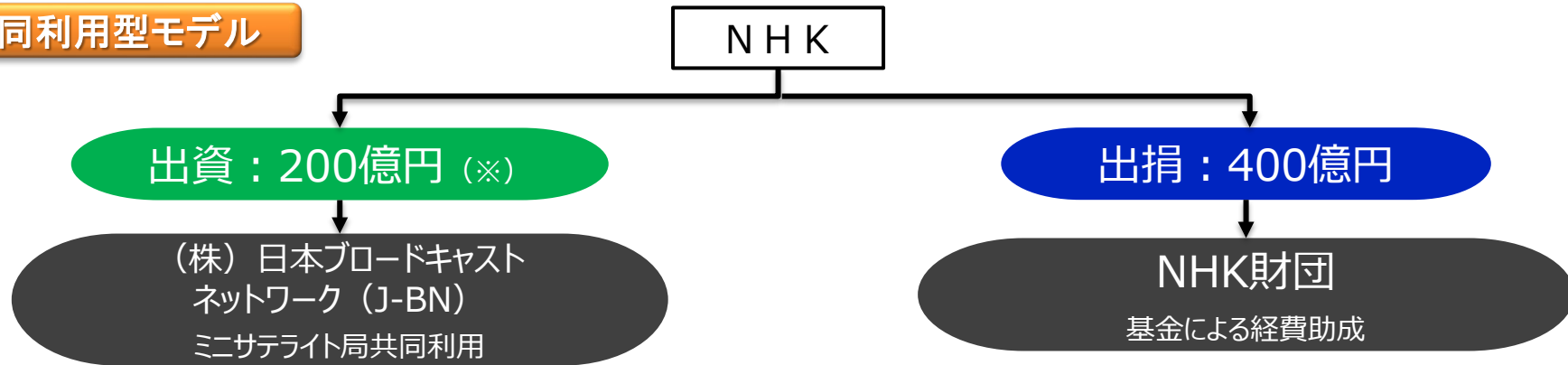
地上波の基幹放送事業者においては、放送ネットワークの維持コスト負担軽減を図るため、小規模中継局等を有線一般放送（ケーブルテレビ、IPマルチキャスト）や配信サービスで代替を行うことも検討している。



中継局共同利用型モデル

- 2025年12月、中継局共同利用推進全国協議会において、NHKと全国の民間放送事業者が「共同利用型モデル」のスキームに合意。合意に基づく取組の経費として591億円を計上したNHKの2026年度収支予算等が、2026年3月に国会で承認。
- NHKから総務省へ、株式会社日本ブロードキャストネットワークへの出資（放送法第20条の2）と、一般財団法人NHK財団への出捐（放送法第20条第9項）に関する認可申請が行われ、2026年6月15日に認可。

共同利用型モデル



放送法第20条の2に定める基幹放送局提供子会社として、以下の事業を行う。

- ① 全国の極微小電力中継局（以下「ミニサテ局」という。）560局の保有・管理業務
- ② 当該局の地上基幹放送事業者への提供

- ① 中継局の共同整備
 - 放送事業者が共建する小規模中継局・ミニサテ局の更新経費
 - 新たに共建する場合の費用
- ② 将来の放送ネットワーク維持に向けた取組（ブロードバンド等代替（BB等代替）の実現に向けた取組等）への助成

極微小電力中継局(ミニサテ局)

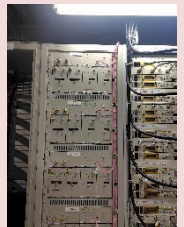
- 親局や大規模局などの電波が遮蔽されている、山間部などの小さな集落をカバー
- 世帯数：数十～数百世帯
- 空中線電力：0.05W以下



〈局舎内画像〉

小規模中継局

- 各都道府県の小規模な都市をカバー
- 世帯数：1万世帯以下
- 空中線電力：3W以下



〈局舎内画像〉

（※）出資する200億円のうち、2024年12月の設立時に1億円。2025年3月に7.78億円を追加出資済。

- 「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」（2025年9月取りまとめ）における、放送ネットワークの強靱化の議論を踏まえ、総務省では、2040年頃の次期更新時期までを当面の目途とし、放送がその社会的役割を維持していくための具体的取組（放送ネットワーク強靱化アクションプラン）を策定（2026年5月）。
- アクションプランでは、①放送事業者のリエゾン派遣、②放送事業者等向けの財政支援、③臨時災害放送局の活用等の施策に取り組み、地上テレビ・ラジオ、ケーブルテレビの自然災害等による放送停波事故件数の縮減を目指す。



【地上テレビ・ラジオ】

現在 96.6件 (2019～2023年の平均)
 ↓ (25%減少 ※1)
 将来 72.5件未満 (2030～2034年の平均)

【ケーブルテレビ】

現在 44.2件 (2019～2023年の平均)
 ↓ (30%減少 ※1) ※2)
 将来 30.9件未満 (2030～2034年の平均)

※1) 自然災害等での放送停波事故の発生実績（5年平均）と、放送ネットワークの強靱化に係る補助事業の実施件数に基づき推計
 ※2) 幹線・加入者回線部分（引込端子数）の光化率は、民間投資も含め、2034年までに幹線100%、加入者回線80%を目指す

同検討チームでの取りまとめ

アクションプランでの主な取組

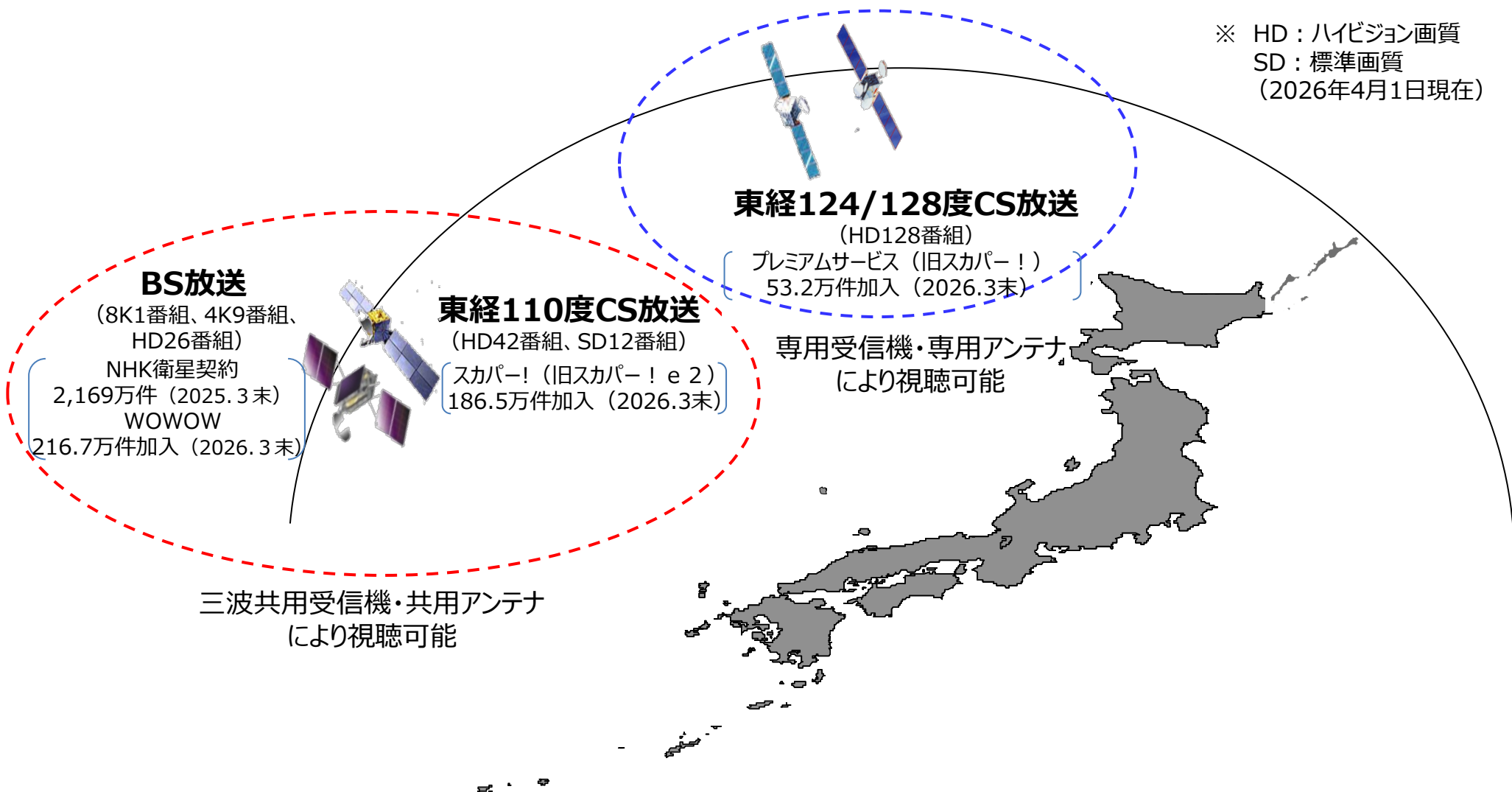
リエゾン派遣などを通じた官民連携の充実	放送事業者のリエゾンと、国、自治体、電力事業者、通信事業者等との連携訓練の実施による、関係機関との協力体制の強化、緊急対応力の向上 等
事業継続計画の実効性確保、放送ネットワークの強靱化	放送ネットワークの多重化、放送設備の耐震強化、停電対策などの取組を促進する財政支援のほか、難視聴地域を支える辺地共聴施設の高度化の促進 等
衛星放送やインターネットによる地上放送波の代替・周知	東経110度CSのスクランブル解除や情報入手手段の重層化等を促すリーフレットを用いた自治体等への継続的な周知 等
臨時災害放送局の活用促進	臨時災害放送局の運用に係る無線従事者資格の特例措置の検討や、自治体が、コミュニティ放送事業者と連携して臨時災害放送局を円滑かつ迅速に開局・運営するためのマニュアル整備 等
受信環境の確保、平時からの備え	指定避難所の受信環境調査に基づく受信環境の構築事例集や、上記リーフレットを用いた自治体等への継続的な周知 等

※ 今後のアクションプランについては、「共同利用型モデル」による放送事業者が所有・運用する中継局等の取扱い、放送全体での将来的なインフラの在り方として、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据えつつ、インターネットも含めた情報空間全体という観点からの検討も踏まえて、見直すこととしている。

衛星放送の概要

- 衛星放送には、BS放送、東経110度CS放送、東経124/128度CS放送の3種類のテレビジョン放送があり、映画、スポーツ、ドラマ、ドキュメンタリーなど多様な番組を提供。
- 衛星放送に係るインフラコストを削減するため、次期放送用衛星はBS・CS共同衛星とする免許方針。

※ HD：ハイビジョン画質
SD：標準画質
(2026年4月1日現在)



- BS放送の新規衛星に係る無線局の免許方針をはじめ、衛星放送に関する制度や取組等の検討の参考とするため、衛星放送業に携わる者又は衛星放送業への参入を検討している者を対象とした意見募集を実施。（2026年2月5日～27日。計26者が回答。）

意見募集項目と主な提出意見

1. 衛星放送インフラのあり方

- (1) 衛星放送インフラの調達・整備等に関して留意すべきであるとする事項
→ 衛星放送に係るインフラコストの低減に向けて、BS・CSの共同衛星による調達・打上げを行う等の取り組みが重要である、といった意見。
- (2) インフラコストに係る透明性の確保に資するため、衛星放送インフラを提供する事業者（インフラ提供事業者）が基幹放送事業者に対して提供すべきであるとする情報に関する事項
→ インフラ提供事業者が事業計画の概要及びコスト構造に関する情報提供、期間内のコスト低減に向けた計画の提供を期待する、といった意見。
- (3) 衛星放送インフラのコスト低減化のために留意すべきであるとする事項
→ 一律のサービス及び利用料金ではなく、放送事業者が求めるサービス内容に応じた利用料金の算定方法の導入に期待する、といった意見。
- (4) 衛星放送インフラの安定的な運用のために留意すべきであるとする事項
→ コスト面に加え、予備衛星の運用体制、サイバーセキュリティ対策、地上設備の耐震・バックアップ機能等の「品質・安定性」を求める意見。
- (5) 衛星放送の普及のために衛星放送インフラの提供事業者が留意すべきであるとする事項
→ 定期的な約款変更について放送事業者も参画した形の検討の場が必要、といった意見。

2. 衛星放送に関する制度や取組等

- (1) 衛星放送に係る制度や衛星放送インフラの活用のあり方に関する事項
→ 衛星インフラによる代替も視野に入れた地上デジタル放送ネットワーク効率化に向けた環境整備、災害が発生しても放送を継続できる衛星による補完体制の確立に向けた環境整備等衛星放送の位置づけについての検討を求める意見。
- (2) その他今後の衛星放送のあり方に関する事項
→ 放送を取り巻く厳しい状況を鑑みて、地上波放送・衛星放送も併せ、放送の将来像の方向性の提示を求める意見。

- 衛星放送インフラのあり方に関する意見募集の結果も踏まえ、次期放送用衛星の免許方針（案）を策定。
- 今後、免許申請受付・審査・予備免許付与等を順次実施予定。

【審査方法（案）】

- 次期放送用衛星の免許方針を定め、次のステップで審査。
 - ① 絶対審査：申請者が衛星ハード事業者として最低限満たすべき基準をクリアしているか、電波法関係審査基準及び免許方針に掲げる審査事項（絶対審査事項）により審査を行う
 - ② 比較審査：複数の申請者が上記①をクリアし、かつ希望する周波数が重複している場合は、免許方針に掲げる審査事項（比較審査事項）により比較審査を行い、上位の申請者1者に予備免許を付与する

免許方針（主要事項）

<①絶対審査事項>

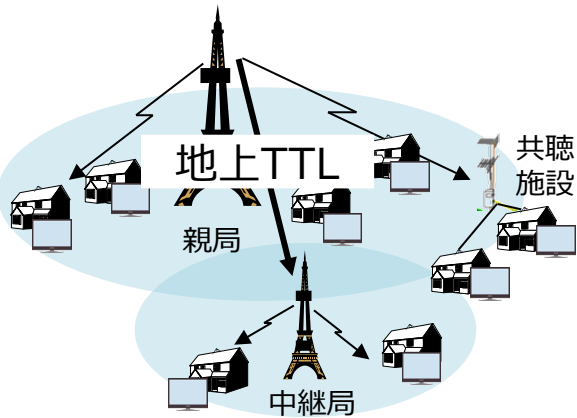
- ・衛星調達方法等について、適正かつ安価にするための工夫がされているものであること。BS・CSの共同衛星であること。
- ・料金の算定根拠、コスト構造、コスト削減の取組に関する内容等を含めて、衛星基幹放送事業者に対して等しく情報開示すること。
- ・衛星基幹放送事業者の負担額について、既存の料金よりも低廉なものであること。上限額が定められていること。
- ・衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。
- ・既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上放送設備を確保すること。

<②比較審査事項>

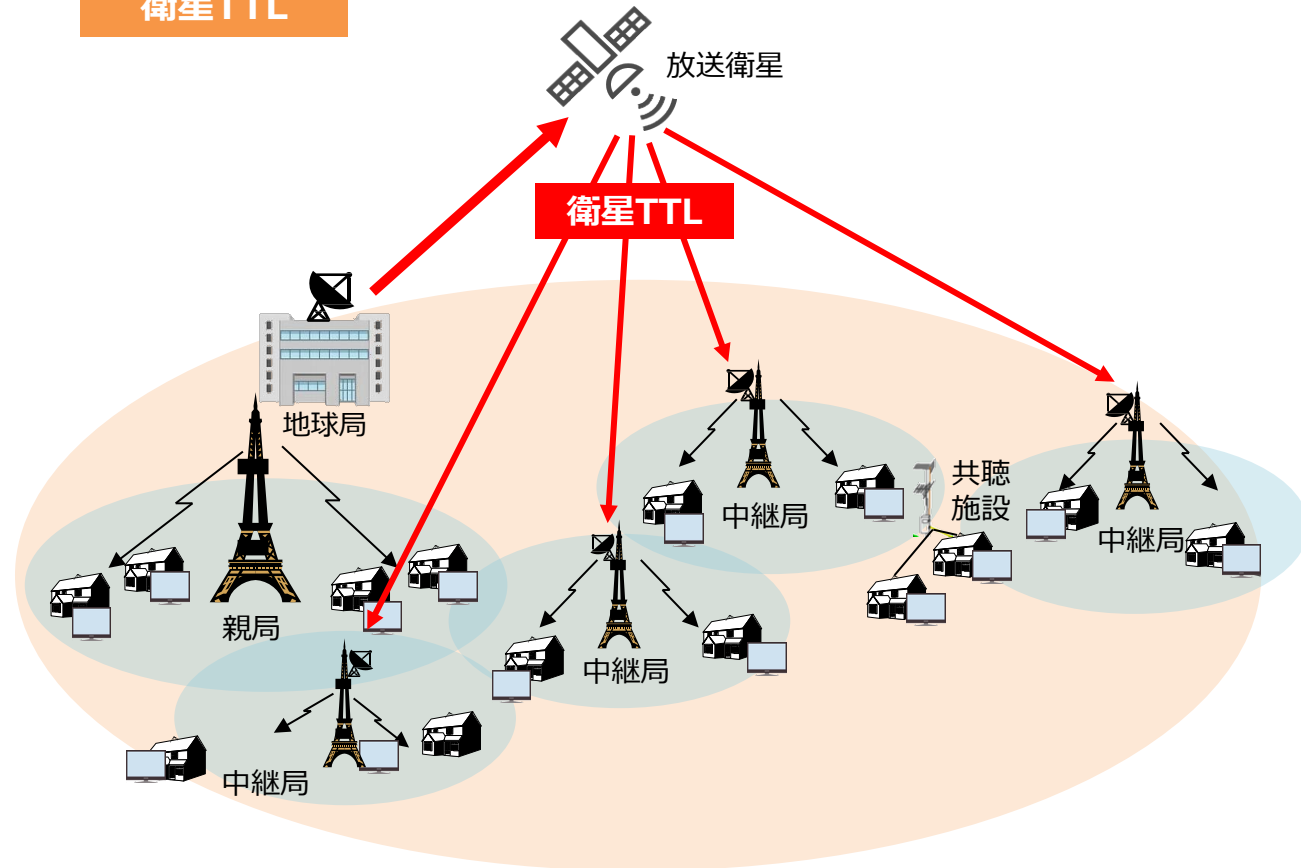
- ・資金計画、事業遂行上必要な設備の整備計画等がより確実であること。
- ・衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための計画がより充実していること。
- ・衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための計画がより充実していること。
- ・インフラコストの料金水準がより安価であること。
- ・BCPやサイバーセキュリティ等安全・信頼性を確保するための対策がより充実していること。

- 地上テレビ放送では、中継局への放送番組伝送のため、マイクロ波の無線通信回線（地上TTL）を利用。
- 近年、携帯電話（6G）や無線LANのためマイクロ波の周波数需要が高まっていることから、放送衛星を活用して中継局向けに放送番組を伝送する手法（衛星TTL）の実現を目指し、技術的検討を開始。

現行のTTL（地上TTL）



衛星TTL



※TTL : Transmitter to Transmitter Link
送信所（親局や中継局）間を結ぶ番組中継回線

(1) 情報空間が多様化していく中での放送の価値・役割

(2) 今後の放送サービス・産業の在り方

(3) 今後の放送インフラの整備・維持の在り方

(4) NHKの位置付け・役割

- NHKの現状（業務面、財務面、組織面）
- NHKの「三位一体改革」の現状

NHKの業務の全体像

- NHKの業務は、本来業務であって、行うことを義務付けられている必須業務、目的達成業務であって、その実施が協会の判断に任されている任意業務、及び目的と関わりのない業務であって、必須業務、任意業務の円滑な遂行に支障のない範囲において行うことのできる目的外業務がある。

必須業務（放送法第20条第1項）

□ 国内放送（第1号）

- ・中波放送
- ・超短波放送
- ・地上テレビ放送

<現行サービス>

AMラジオ(NHK AM)
FMラジオ(NHK FM)
地上テレビ(総合、教育)

□ 国内衛星放送（第2号）

- ・衛星テレビ放送

BSテレビ
(BS、BSP4K、BS8K)

□ 必要的配信

- ・同時配信（第3号）
- ・見逃し配信（第4号）
- ・番組関連情報の配信（第5号）

NHKONE
NHKラジオらじる★らじる
NHKワールドJAPAN
(外国人向けテレビ・ラジオ)
NHKワールド・プレミアム
(邦人向けテレビ)
NHKワールド・ラジオ日本
(邦人向けラジオ)

□ 放送に関する研究開発（第6号）

放送技術研究所
放送文化研究所

□ 国際放送（第7号）

□ 国際衛星放送（第8号）

NHKワールドJAPAN
NHKワールド・ラジオ日本
NHKワールド・プレミアム

《主な関連規律》

あまねく義務
(放送法第20条第5項)

番組編集の特則
(放送法第81条第1項)

- ・ 公衆の要望、文化水準の向上
- ・ 地方向け放送番組
- ・ 文化の保存、育成、普及

全ての放送番組を配信
(ただし、現在は地方向け番組の一部と衛星放送は猶予)

番組関連情報の配信は、
業務規程を定め、競争評価を実施
(放送法第20条の4)

要請放送
(放送法第65条)

任意業務（放送法第20条第2項）

□ 中継国際放送（第1号）

□ 任意的配信（第2号・第3号）《実施基準の総務大臣認可》

－ 過去番組の配信、放送番組の配信事業者への提供

□ 放送番組等の外国放送事業者への提供（第4号）

□ 外国人向けテレビ国際放送番組等の放送事業者への提供（第5号）

□ 附帯業務（第6号）

□ 多重放送事業者への放送設備の賃貸（第7号）

□ 委託調査研究、技術援助、放送従事者の養成（第8号）

□ 特認業務（第9号）《総務大臣認可》

目的外業務（放送法第20条第3項）《総務大臣認可》

□ 施設・設備の提供・賃貸（第1号）

□ 番組制作の受託（第2号）

※ 営利目的の禁止（放送法第20条第4項） NHKは、業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。 ※ NHK本体の業務全般に適用。

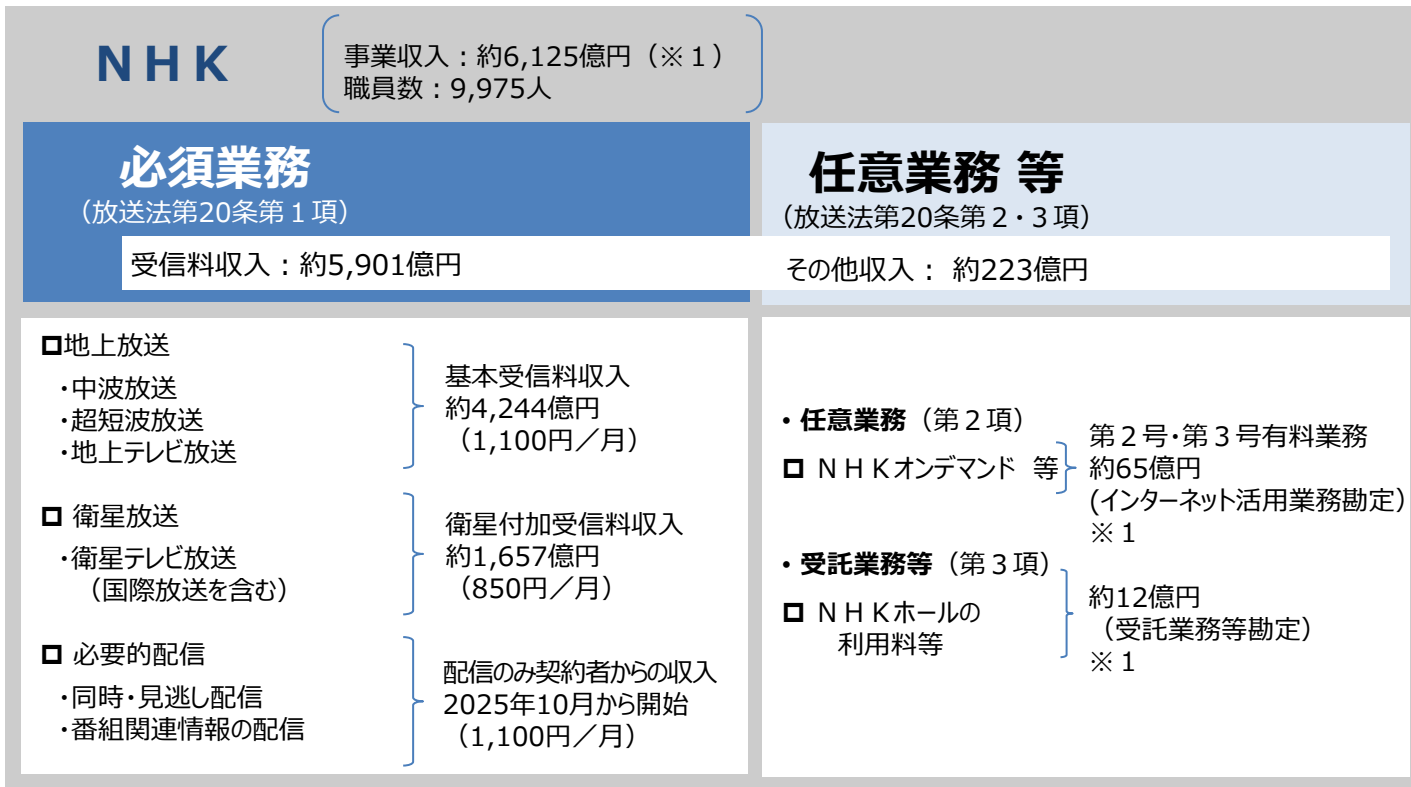
※ 区分経理義務（放送法第73条第2項） 任意的配信業務（専ら受信料を財源とするものを除く。）及び受託業務等に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

NHKグループの財務基盤

● NHKの財務基盤は受信料財源によって主に支えられており、その他収入（副次収入、財務収入、交付金等）は全体の数%に留まる。

(金額及び職員数はNHK2024年度決算値)

- NHK本体の放送法上の義務**
- ・営利目的の禁止 (第20条第4項)
 - ・あまねく受信義務 (第20条第5項)
 - ・区分経理義務 (第73条第2項)
 - ・広告放送の禁止 (第83条) 等



NHK本体→子会社等
約1,762億円



子会社等→NHK本体
副次収入 約46億円
配当 約31億円

NHK以外→子会社等
約967億円

関連団体 (子会社・関連会社・関連公益法人等) ※2

売上高計：約2,729億円 (対前年度比 2%減)
職員数：5,928人

NHK 以外



※1 約6,125億円は一般勘定のみ、インターネット活用業務勘定、受託業務等勘定の事業収入を記載

※2 子会社等の業務は放送法の営利目的禁止規定の対象外。子会社等の業務範囲や利益剰余金の扱いは「関連団体運営基準」(NHKが策定)等により規定。

NHKグループの組織概要

- NHKは、業務の効率的な遂行を確保するため、関連団体に出資を実施。

子会社

関連会社

関連公益法人等

NHK

経営委員会
委員12名、任期3年

- ・ 経営の重要事項の議決
- ・ 役員職務執行の監督
- ・ 会長の任免等

執行部【理事会】
会長、副会長、理事（7～10名）で構成
任期：会長・副会長3年、理事2年

監査委員会

会計監査人

放送文化研究所

放送技術研究所

NHKメディア
ホールディングス

※関連事業持株会社
（放送法第22条の2）

日本ブロードキャスト
ネットワーク（J-BN）

※基幹放送局提供子会社
（放送法第20条の2）

基幹放送局設備の保有・管理等

日本国際放送（JIB）

※放送法第21条

外国人向けテレビ国際放送
番組の制作・送出の委託等

NHKテクノロジーズ

番組制作に係る技術業務、
システムの管理・運用の委託等

NHK出版

放送番組に係るテキストの発行等

NHK文化センター

講座の運営を通じた
放送番組の利用促進等

NHKビジネスクリエイト

建物・設備の総合管理、
福利厚生事務の委託等

NHK営業サービス

受信料関係事務の委託等

NHKメディアホールディングスの傘下子会社

NHKエンタープライズ

番組制作の委託等

NHKエデュケーショナル

教育番組の制作の委託等

NHKグローバル
メディアサービス

ニュース・報道番組の制作の委託等

NHKアート

放送番組の制作に係る
美術業務の委託等

NHKプロモーション

放送番組に関連した
催し物の企画、実施等

NHK財団

放送事業者従業員に対する研修、
研究開発に基づく技術の移転、
特許の斡旋・番組情報誌の発行等

NHK交響楽団

放送利用を目的とする演奏会の実施等

NHK厚生文化事業団

障害者・高齢者福祉事業への助成、
社会福祉番組の普及等

NHK学園

放送を利用する通信制高等学校等

※ その他関連法人として共済組合、健康保険組合

NHK Cosmopedia America, Inc

北米地域における動画配信事業、NHK関連番組の制作とその支援業務等

放送衛星システム（B-SAT）

基幹放送局提供事業、放送衛星の調達・管制等

ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

B-CAS方式の統括的な運用・管理等

※ 協会は、法律又は政令で定められた、協会の業務と密接な関連を有する事業を行う者に対して出資することができる。（国会の予算承認、大臣認可が必要）

- NHKは中期経営計画（2021-2023年度、2024-2026年度）等における方針の下、「業務」「受信料」「ガバナンス」の一体的な改革に向けた取組をこれまで実施。

	中期経営計画等における方針	足元の状況
業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛星波は2023年度末に1波削減、ラジオは2025年度に1波削減（中計） ● 営業経費の更なる抑制（中計） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 訪問によらない営業、特別あて所配達郵便 等 ● インターネット配信の必須業務化（放送法の一部改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024年3月末に衛星1波（BSプレミアム）を、2026年3月末にAM1波（ラジオ第2）を削減 ● 2025年10月からNHK ONEサービス開始
受信料	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023年10月から受信料の値下げを行う（中計） ● 還元目的積立金制度（放送法の一部改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023年10月の受信料額の1割値下げ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地上契約は月1,100円、衛星契約は月1,950円 ● 受信料収入の減少に対応するため、事業支出を削減しつつ2027年度の収支均衡を目指す
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 子会社を含むNHK関連団体について、全体の規模を縮小し、団体数を削減（中計） ● 財団の統合を検討（中計） ● NHKの出資対象に中間持株会社を追加（放送法の一部改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2022年12月、中間持株会社であるNHKメディアホールディングスを設立し、計5社を傘下子会社化 ● 2022年12月に4財団を合併

- 英国政府は、2025年12月に、2027年末に期限を迎えるBBCの特許状を更新するにあたって、BBCの役割や必要な改革について考え方を示した「グリーン・ペーパー」※を公表。
※ 英国BBCの特許状は10年前後で更新。その都度、BBCの目的や任務などは政府との交渉で改定されるが、その議論の出発点となるもの。
- 2026年3月10日まで行った国民への意見募集の結果も踏まえ、2026年中に英国政府は政策をまとめた「白書」を公表予定。

「グリーン・ペーパー」で設定されているテーマ

- 第1章「信頼される組織のために」
視聴者に対するアカウントビリティを果たすための改革案。市民参加や透明性の確保、特許状の期限の見直し、監督機能の検証、健全な組織文化・企業体制 等
- 第2章「公益に資するサービスのために」
コンテンツ・サービスに関する改革案。BBCの使命として「正確性」を加えるかどうか、偽・誤情報に対抗するためのメディアリテラシー向上の取組、地域の声を拾い上げ、国民の議論を束ねるための役割、デジタル環境への対応とAI技術の開発 等
- 第3章「イギリスの経済成長を促すために」
各地域におけるクリエイティブ産業への貢献、技術・研究・人材開発支援、他の市場参加者を保護することによる多元性の確保 等
- 第4章「持続可能で公平な財源制度のために」
受信許可料制度の改革の必要性を提起。
商業収入の拡大（BBC Studios（国際商業部門）の収益拡大、新たな収入源の開発、広告の導入、サブスクリプション）、受信許可料の決定の方法、適切な減免措置、徴収方法、国際放送の財源など8つの論点を挙げる。

✓ 情報空間が多様化する中での放送の価値・役割について

- 前回会合でご意見の出た社会的な情報・コンテンツ(報道、地域情報、災害情報等)に加えて、その他のコンテンツ(娯楽等)の位置付けをどのように考えればよいか
- 情報空間が多様化する中で、従来の放送の役割・価値のうち、相対化してきているものはないか
- 放送の多元性・多様性・地域性の確保の在り方について、どのように考えればよいか 等

✓ 放送サービス・産業、放送インフラ、公共放送(NHK)のあるべき姿について

- 放送の価値・役割を踏まえた、放送サービス・産業、放送インフラ、公共放送の望ましい姿について
- 放送の価値・役割を将来に向かって維持・アップデートしていくために必要なビジネスモデルについて
- 基幹産業の一つとしての側面をどのように捉えるか。どのように成長産業化していくか
- 放送の価値・役割の維持・アップデートという観点から、放送インフラはどうあるべきか
- (今後の放送サービス、インフラの在り方を考慮しつつ、)NHKが担うべき役割は何か 等

✓ 放送の価値・役割、あるべき姿を踏まえて、考えられる施策の方向性について